

# 広島県水道広域連合企業団建設工事等入札参加資格審査事務処理要領

令和8年4月1日 制定

- 1 広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）第3条に規定する資格審査については、この要領の定めるところによるものとする。
- 2 選定要綱第3条第1項の審査は、客観的事項及び主観的事項について、それぞれについて、客観数値及び主観数値として点数を算出し、両点数を合計して総合数値を算出することによって行う。ただし、土木一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事、機械器具設置工事、電気通信工事の業種は、客観的事項についての点数を総合数値とする。
- 3 2の客観的事項に係る点数は、広島県に建設工事入札参加資格申請書を提出する際に添付された経営事項審査の結果において、業種ごとに算出された総合評点とする。ただし、共同企業体については、共同企業体の審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）により算出したものとする。
- 4 2の主観的事項に係る点数の算出方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第3項の規定に基づき公示した主観的事項について広島県の建設工事等入札参加資格審査事務処理要領に定める算出方法により決定するものとする。ただし、2のただし書きの6業種を除く。
- 5 選定要綱第3条第3項の格付基準は、次表のとおりとし、2の総合数値が次表の当該業種の格付別総合数値基準に該当する等級を認定するものとする。  
 なお、プレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・いが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事の等級は設定しない。

## 業種別格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	970 以上	1,095 以上	930 以上	1,015 以上	1,060 以上	840 以上	845 以上	885 以上
B	800 以上	845 以上	815 以上	855 以上	855 以上	780 以上	780 以上	790 以上
C	665 以上	670 以上	725 以上	690 以上	725 以上	680 以上	690 以上	670 以上
D	665 未満	670 未満	725 未満	690 未満	725 未満	680 未満	690 未満	670 未満
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道施設工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機器設置	電気通信工事	
A	850 以上	970 以上	890 以上	925 以上	755 以上	855 以上	900 以上	
B	755 以上	790 以上	770 以上	795 以上	665 以上	650 以上	645 以上	
C	695 以上	690 以上	590 以上	715 以上	665 未満	650 未満	645 未満	
D	695 未満	690 未満	590 未満	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

- 6 認定した資格は、当該認定に係る入札参加資格の有効期間の間は、変更しないものとする。

附 則

広島県水道広域連合企業団建設工事等入札参加資格審査事務処理要領の規定は、令和 8 年度の建設工事等入札参加資格認定から適用する。

(経過措置)

- 1 施行日から令和 11 年 3 月 31 日までの間は、三原事務所及び廿日市事務所が執行する建設工事については、5 の格付基準にかかわらず、次表のとおりとし、2 の総合数値が次表の当該業種の格付別総合数値基準に該当する等級を認定するものとする。

業種別格付基準（三原事務所）

業種 格付等級	土木一式 工事	管工事	水道施設 工事	全ての 業種
A相当	890 以上	890 以上	890 以上	900 以上
B相当	750 以上	745 以上	735 以上	750 以上
C相当	600 以上	600 以上	595 以上	600 以上
D相当	500 以上	500 以上	500 以上	500 以上
E相当	500 未満	500 未満	500 未満	500 未満

業種別格付基準（廿日市事務所）

業種 格付等級	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設 工事
A相当	1,100 以上	1,100 以上	1,000 以上	1,000 以上	900 以上	1,000 以上
B相当	850 以上 1,100 未満	800 以上 1,100 未満	850 以上 1,000 未満	850 以上 1,000 未満	900 以上 650 未満	850 以上 1,000 未満
C相当	700 以上 850 未満	700 以上 800 未満	650 以上 850 未満	650 以上 850 未満	650 未満	650 以上 850 未満
D相当	500 以上 700 未満	500 以上 700 未満	650 未満	650 未満		650 未満
E相当	500 未満	500 未満				